

間接強制申立書

収入印紙(2000円)

令和3年11月30日

債権者

株式会社北里コーポレーション

債権者代理人

弁護士 日野 修男

東京地方裁判所民事第21部代替執行係御中

当事者の表示 当事者目録記載のとおり



申立ての趣旨

1 債務者は、ガラス化凍結保存容器及びそれと共に用いる凍結液、融解液の広告、取引に用いる書類及びウェブサイトその他の宣伝広告媒体において、「解凍後 100%生存」、「100% survival」、「100% Post-warm Survival」、「achieving 100%, literally 100%, survival」及び「凍結卵を解凍した後の生存率 100%を達成できる」旨の表示をしてはならない。

2 本決定送達の日以降、債務者が前項記載の義務に違反し、ガラス化凍結保存容器及びそれと共に用いる凍結液、融解液の広告、取引に用いる書類及びウェブサイトその他の宣伝広告媒体において、「解凍後 100%生存」、「100% survival」、「100% Post-warm Survival」、「achieving 100%, literally 100%, survival」及び「凍結卵を解凍した後の生存率 100%を達成できる」旨の表示をしたときは、債務者は債権者に対し、違反行為をした日1日につき金23,737円の割合による金員を支払え。

申立ての理由

債務者は、債権者に対し、下記事件の執行力ある債務名義の正本に基づき、申立ての趣旨第1項のと通りの義務があるにもかかわらず、これに違反するおそれがあり、違反の場合、債権者は損害（別添報告書参照）を被ることとなる。そうすると、支払予告金は、別紙報告書記載のとおり、申立ての趣旨第2項記載の金額とするのが相当である。

よって、申立ての趣旨記載の裁判を求める。

記

知的財産高等裁判所平成31年(ネ)第10008号

不正競争防止法に基づく差止・損害賠償請求控訴事件の判決

添付書類

- | | | |
|------------|-----|-----------------|
| 1 当事者目録 | 1 通 | (写し2) |
| 2 執行力のある正本 | 1 通 | (原本還付願います)(写し1) |
| 3 送達証明書 | 1 通 | (原本還付願います)(写し1) |
| 4 報告書 | 1 通 | (写し1) |
| 5 委任状 | 1 通 | |
| 6 資格証明書 | 2 通 | |

当事者目録

- 〒416-0932 静岡県富士市柳島100番地10
債権者 株式会社北里コーポレーション
上記代表者代表取締役 井上太
- 〒100-0014 東京都千代田区永田町2丁目17番17号
アイオス永田町316号 日野法律特許事務所
債権者代理人 弁護士 日野修男
電 話 (03) 5510-7373
ファックス (03) 5510-7374
- 〒160-0022 東京都新宿区新宿2丁目5番3号AMビル9階
債務者 株式会社リプロライフ
上記代表者代表取締役 桑山正成

送 達 証 明 書

控訴人 株式会社北里コーポレーション

被控訴人 株式会社リプロライフ

上記当事者間の平成31年(ネ)第10008号不正競争防止法に基づく差止・損害賠償請求控訴事件について、令和3年3月30日言い渡した判決正本は、被控訴人に対し、令和3年3月30日に送達されたことを証明する。

令和3年3月31日

知的財産高等裁判所第2部

裁判所書記官 平 井 和 実



報 告 書

令和 3 年 1 1 月 1 6 日

債権者代理人

弁護士 日野 修男

東京地方裁判所民事第 2 1 部代替執行係御中

第 1 債務者のホームページによる品質誤認表示について

令和 3 年 3 月 3 0 日言い渡された本判決は同年 4 月 1 6 日確定したが、当職の調査によると、令和 3 年 1 1 月 1 6 日時点、債務者は判決主文第 2 項に違反するものである。以下、説明する。

1 「Challenge 100」(<https://reprolife.jp/challenge100/>) (甲 1) には「生存率 1 0 0 %」、「100% Survival」、「100% SURVIVAL」が表示され、中央のメダルには「1 0 0 % SURVIVAL」が二段で表示されている。



2 「エントリー受付」(<https://reprolife.jp/challenge100/#entry>) (甲 2) には、「生存率 1 0 0 %」、「100% SURVIVAL」、「100% Survival」が表示され、中央のメダルには「1 0 0 % SURVIVAL」が二段で表示されている。



3 「100% Survival Club」(<https://reprolife.jp/challenge100/#survival-club>) (甲3) には、「100% Survival」、「凍結融解100%生存」、トロフィー中央のメダルには「100% SURVIVAL」が二段で表示されている。なお、トロフィーの中央のメダルはやや不鮮明であるが、甲1及び甲2に表示されたメダルと同一と判定できる(甲4)。債務者は「100% Survival Club」のトロフィーに、「100% SURVIVAL」を二段で表示するものである。

4 小括

債務者は、自らのウェブサイトにおいて、ガラス化凍結保存容器及びそれと共に用いる凍結液、融解液の広告において、「100% survival」及び「凍結卵を解凍した後の生存率100%を達成できる」旨の表示をするものであり、判決主文第2項に違反する。

第2 支払予告金の算定

1 債務名義の判決は、債務者による「100% survival」、「凍結卵を解凍した後の生存率100%を達成できる」旨等の表示の不正競争(品質誤認表示)によって、平成27年7月26日から令和2年7月31日までの5年6日間に、債権者が被った相当因果関係ある範囲の損害額を4346万8397円と認定した(判決81頁)。

1日当りの損害金は、裁判所が認定した損害額を5年(365日×5年)と6日間計1831日を除すことによって算定され、 $4346万8397円 \div 1831 = \underline{23,740円}$ と算定される。

2 不妊治療における施策の現状と、債権者が被る損害額

不妊治療の施策は厚生労働省が所管するところであるが、同省の「不妊治療に悩む夫婦への支援について」と題するウェブページ(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000047270.html>) (甲5) には、以下のとおり記載されている。

不妊に悩む方への特定治療支援事業の拡充について

令和2年度第三次補正
予算：370億円

目 的

出産を希望する世帯を広く支援するため、不妊治療の保険適用を検討し、保険適用までの間は、現行の助成措置を大幅に拡充することとしている。今般、可能な限り早期にその拡充を図るため、第三次補正予算により実施するもの。
令和3年1月から3月の拡充分及び令和3年度12ヶ月分（計15ヶ月分）について、第三次補正予算に計上。

事業の概要

- 要旨 不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成
- 対象治療法 体外受精及び顕微授精（以下「特定不妊治療」という。）
- 対象者 特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、又は極めて少ないと医師に診断された夫婦
（治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満である夫婦）
- 給付の内容
 - ① 1回30万円
※凍結胚移植（採卵を伴わないもの）及び採卵したが卵が得られない等のため中止したものについては、1回10万円
通算回数は、初めて助成を受けた際の治療期間初日における妻の年齢が、40歳未満であるときは通算6回まで、
40歳以上43歳未満であるときは通算3回まで助成（1子ごと）
 - ② 男性不妊治療を行った場合は30万円 ※精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術
- 拡充の適用 令和3年1月1日以降に終了した治療を対象

拡充前

- ✓ 所得制限：730万円未満（夫婦合算の所得）
- ✓ 助成額：1回15万円（初回のみ30万円）
- ✓ 助成回数：生涯で通算6回まで
（40歳以上43歳未満は3回）
- ✓ 対象年齢：妻の年齢が43歳未満

拡充後

- ✓ 所得制限：撤廃
- ✓ 助成額：1回30万円
- ✓ 助成回数：1子ごと 6回まで（40歳以上43歳未満は3回）
- ✓ 対象年齢：変更せず

- 指定医療機関 事業実施主体において医療機関を指定
- 実施主体 都道府県、指定都市、中核市
- 補助率等 1/2（負担割合：国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2）、安心こども基金を活用

※ 原則、法律婚の夫婦を対象とするが、生まれてくる子の福祉に配慮しながら、事実婚関係にある者も対象とする。

すなわち、不妊治療について保険適用が検討されているところ、保険適用に至るまでは、現行の助成措置を大幅に拡充するとの施策が採用されている。

債務名義の主文第2項の差止め対象は、ガラス化凍結保存容器及びそれと共に用いる凍結液、融解液についての広告であって、これらの商品は不妊治療における卵子の凍結保存に使用されるから、不妊治療の助成措置が大幅に拡充されている昨今、債務者商品の販売は増加することが見込まれる。

3 債務名義の判決は、不正競争防止法第5条2項を適用して債務者の利益額から債権者の損害額を推定したものであるから（判決81頁）、債務者商品の販売が増加し債務者の利益が増加すると、債権者の損害も増加するという関係にある。不妊治療の助成措置が大幅に拡充され、債務者商品の販売が増加し、債務者の利益の増加が見込まれる現状においては、債権者の損害は上記1において算定した1日当たりの損害金を下回らないと見込まれる。よって、予告損害金の額は申立ての趣旨第2項に記載した金額が相当である。 以上



The screenshot shows the 'Challenge100' page on the 'REPROLIFE' website. The background features a collage of babies. The main content area on the left contains Japanese text about the challenge. A central graphic shows a circular seal with '100% SURVIVAL CLUB' and 'Welcome to the' above it. A right sidebar lists navigation links. Red boxes and arrows highlight specific elements: the Japanese text '生存率100%達成' (100% survival rate achievement), the central seal, the English text '100% SURVIVAL CLUB', and the sidebar link '100% Survival Club'.

What is Challenge100 ?

専任インストラクターを派遣し、クライオテック法実技トレーニング、ワークショップを実施後、卵子、分割胚または胚盤胞いずれかの凍結周期にて、世界100施設・連続する100融解周期・生存率100%達成を目指す取り組みです。

このチャレンジは、凍結融解技術者を育成支援することにより、卵子又は胚の凍結・融解技術の損耗を最小限化、すなわち最良の生存率を目指し、凍結周期における最大限の治療効果を目的としています。

チャレンジ100実施時の100症例に使用する凍結・融解キット、及び凍結融解技術に関する特別な技術・学術をサンプリング用途、トレーニング用途として凍結融解共に無償提供致します。

Challenge100

- エントリー受付
- 参加施設
- 100% Survival Club
- 参加者の声
- インストラクター紹介

MENU ☰

🏠

📧

📞

EN



世界100施設、連続100凍結症例、**生存率100%**を
クリニックと共に目指す
世界連動企画「ガラス化チャレンジ100」
無償トライアル実施中



Welcome to the
100% SURVIVAL CLUB

現在エントリー施設を受け付けております

お電話でのお問い合わせはこちら

📞 03-5925-8931

メールでのお問合せはこちら

✉ メールでお問合せ

Challenge100

エントリー受付

参加施設

100% Survival Club

参加者の声

インストラクター紹介

MENU ☰



EN



Welcome to 100% Survival Club

100% Survival Clubとは、本チャレンジにおいて卵子、胚の凍結融解100%生存を連続する症例で達成した、最高水準の凍結技術を有する施設としてメーカー認定するものです。

患者様の治療施設選択の一助となるべく、機関誌や学会を含めた媒体に、凍結融解に関するテーマを発表することに相互で努め、またリプロライフは100% Survival Club施設が凍結技術において世界的に最も高度な技術を有する施設であることを広く告知することに努めて参ります。



Challenge100

エントリー受付

参加施設

100% Survival Club

参加者の声

インストラクター紹介

MENU ☰



EN

当サイトでは、一部のコンテンツについてCookieを利用しています。詳しく読む

許可する

甲3のトロフィー中央部



甲第4号証



甲1のメダル



甲2のメダル

不妊に悩む夫婦への支援について

不妊に悩む方への特定治療支援事業

不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる、配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成しています。

「不妊に悩む方への特定治療支援事業」の拡充について（令和2年度第三次補正予算による拡充）

不妊に悩む方への特定治療支援事業の拡充について

令和2年度第三次補正
予算：370億円

目 的

出産を希望する世帯を広く支援するため、不妊治療の保険適用を検討し、保険適用までの間は、現行の助成措置を大幅に拡充することとしている。今般、可能な限り早期にその拡充を図るため、第三次補正予算により実施するもの。

令和3年1月から3月の拡充分及び令和3年度12ヶ月分（計15ヶ月分）について、第三次補正予算に計上。

事業の概要

- 要旨 不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成
- 対象治療法 体外受精及び顕微授精（以下「特定不妊治療」という。）
- 対象者 特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、又は極めて少ないと医師に診断された夫婦（治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満である夫婦）
- 給付の内容
 - ① 1回30万円
※凍結胚移植（採卵を伴わないもの）及び採卵したが卵が得られない等のため中止したものについては、1回10万円
通算回数は、初めて助成を受けた際の治療期間初日における妻の年齢が、40歳未満であるときは通算6回まで、40歳以上43歳未満であるときは通算3回まで助成（1子ごと）
 - ② 男性不妊治療を行った場合は30万円 ※精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術
- 拡充の適用 令和3年1月1日以降に終了した治療を対象

拡充前

- ✓ 所得制限：730万円未満（夫婦合算の所得）
- ✓ 助成額：1回15万円（初回のみ30万円）
- ✓ 助成回数：生涯で通算6回まで
（40歳以上43歳未満は3回）
- ✓ 対象年齢：妻の年齢が43歳未満

拡充後

- ✓ 所得制限：撤廃
- ✓ 助成額：1回30万円
- ✓ 助成回数：1子ごと 6回まで（40歳以上43歳未満は3回）
- ✓ 対象年齢：変更せず

- 指定医療機関 事業実施主体において医療機関を指定
- 実施主体 都道府県、指定都市、中核市
- 補助率等 1/2（負担割合：国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2）、安心こども基金を活用

※：原則、法律婚の夫婦を対象とするが、生まれてくる子の福祉に配慮しながら、事実婚関係にある者も対象とする。

・【概要】R2第3次補正「不妊に悩む方への特定治療支援事業」

・要領抜粋（不妊に悩む方への特定治療支援事業（令和3年1月1日以降治療終了分））（都道府県・指定都市・中核市向け）

※申請手続き等に関してはお住まいの都道府県・指定都市・中核市にお問い合わせください。

【参考：制度拡充前の内容】

対象者

- (1) 特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、又は極めて少ないと医師に診断された法律上の婚姻をしている夫婦
- (2) 治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満である夫婦

令和3年3月30日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成31年（ネ）第10008号不正競争防止法に基づく差止・損害賠償請求控訴
事件（原審 東京地方裁判所平成30年（ワ）第22646号）

口頭弁論終結日 令和3年1月26日

判 決

静岡県富士市柳島100番地10

控訴人	株式会社北里コーポレーション
同代表者代表取締役	井 上 太
同訴訟代理人弁護士	日 野 修 男

東京都新宿区新宿2丁目5番3号AMビル9階

被控訴人	株式会社リプロライフ
同代表者代表取締役	桑 山 正 成
同訴訟代理人弁護士	松 本 賢 人
	能 勢 章

主 文

- 1 原判決を次のとおり変更する。
- 2 被控訴人は、ガラス化凍結保存容器及びそれと共に用いる凍結液、融解液の広告、取引に用いる書類及びウェブサイトその他の宣伝広告媒体において、「解凍後 100%生存」、「100% survival」、「100% Post-warm Survival」、「achieving 100%, literally 100%, survival」及び「凍結卵を解凍した後の生存率 100%を達成できる」旨の表示をしてはならない。
- 3 被控訴人は、インターネット上の別紙アドレス目録記載1のアドレスにおいて開設するウェブサイトから、別紙表示目録記載1及び2の各表示のうち「解凍後 100%生存」と記載された部分を抹消せよ。
- 4 被控訴人は、インターネット上の別紙アドレス目録記載2のアドレス

これは正本である。

令和3年3月30日

知的財産高等裁判所第2部

裁判所書記官 平井和実



受 付 票

事件番号は

令和3年(ヲ)第80133号

受付年月日 令和3年 11 月 30 日

(担当係)

総論係 齊藤書記官

東京地方裁判所民事第21部

代替執行係(民事第9部内)

〒100-8920

東京都千代田区霞が関1-1-4

TEL 03-3581-3456

(ダイヤルイン/直通)

- ※ 問合せの際は、事件番号をお知らせください
- ※ 当係宛書類を郵便送付される場合、封筒は民事第21部宛に加えて、代替執行係又は(民事9部内)の記載をお願いします。